

議案第 4 0 号

江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

江別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 個人番号利用事務 法第 2 条第 1 1 項に規定する個人番号利用事務をいう。

第 4 条第 1 項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の1市長の項中

「	を「	に
江別市子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの		江別市子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
」		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		」

改め、同表の2市長の項中

「	を「	に
子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
」		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		」

改め、同表の3市長の項中

「	を「	に
重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
」		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		」

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	住登外者宛名番号管理	教育委員会	住登外者宛名情報であ

	機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		って規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。